

不当・架空請求

利用した覚えが全くないにも関わらず、はがき、封書、パソコン、携帯電話などを使って、利用料や通信料などを一方的に請求してくる手口です。

<事例1>

突然身に覚えのない「料金未納訴訟最終通達書」と書かれたはがきが届いた。「支払わなかったら自宅に回収に行く」「裁判所から通知が行く」と書いてあるが、どうしたらよいか？

<事例2>

「1か月完全無料！お試しキャンペーン！」と書いてあった携帯電話の広告メールを見て出会い系サイトを利用したら、入会金5万円を請求された。画面を見直してみるとかなり後方の画面に利用規約があり、有料と分かった。どうしたらよいか？

【アドバイス】

事例1は、いわゆる「架空請求」で、相手が手当たり次第にはがきを送ってきているだけです。債権者以外で債権回収ができるのは、弁護士と、法務大臣が許可した債権回収業者のみです。連絡を取らずに無視しましょう。

事例2は、いわゆる「不当請求」で、広告メールで「無料」を強調しておいて、アクセスしたとたんに登録料や利用料を請求してくる手口です。利用していなければ支払わず無視し、こちらから一切連絡しないようにしましょう。

身に覚えのない請求があった場合は、

脅しめいた言葉があっても惑わされず、無視しましょう。

相手へ連絡すると、電話番号などの個人情報を知られてしまうおそれがあります。連絡しないようにしましょう。

しつこくて脅迫的な場合は、最寄りの警察署に連絡しましょう。